

エルンスト・ルードルフ・フーバー著、雀部幸隆編訳 ワイマール共和国崩壊の憲政史的考察(二)

雀 部 幸 隆

〔二〕ワイマール憲法体制崩壊の序論的考察 (Huber, DVFG7, Überleitung: Institutionelle Ordnung und Staatskrisen der Weimarer Zeit, S.2-6.)

(1) 一九一七—一八八年に始まり、一九一九年に完了したドイツの議会主義への移行は、イデオロギー的観点からではなく、第一次大戦中の西側列強の事例に照らし、議会制システムは安定した議会多数派に依拠する政府の強力な政治指導を保障するがゆえに、立憲制システムよりもはるかに信頼に足る強力な政治体制だとの判断にもとづいて、遂行されたのだが、そうした議会制的民主制の現実政治的「価値」への信頼感は、ワイマール議会制度の現実の経験に直面して急速に揺らいでしまった (S.4f)。

(2) 一九二〇年のライヒ議会選挙のあと、ワイマール期をつうじて、ライヒ議会には、もはや安定した与党多数派は存在しなかった。一九二〇年六月から一九三三年一月までの間に成立したライヒ内閣の多数は、少数派内閣 (Minderheitskabinete) であった。この時期に多数派内閣が成立した場合にも、それらが大連合 (Große Koalition) モデルの政府であろうと、中央派—右派連合モデルの政府であろうと、その多数派内閣は、連立与党相互の克服しがた

い対立のせいでも、政治的行為能力を著しく損なわれた。これらの多数派内閣は、例外なく、当初からはなほだ不安定な与党連合からの一与党ないし与党内反対派グループの離脱に直面して、崩壊した。たとえば大連合に立脚する最後の政府となったミュラー内閣は、社会民主党左翼の側からする「連合内の反対」に絶えず脅かされつづけた。このみずから首班を擁立する政党の党内反対派が第二次ミュラー内閣を倒壊に追い込んだ結果、憲法の精神に合致した仕方では、とりわけ議会多数派に立脚した政府を組織するというやり方では、もはや共和国を統治する可能性は最終的に失われた。

(3) 「議会主義」をドイツに導入した本来のねらいは、「その擁護者たちの観点にしたがえば、」ライヒの統治能力の強化に資することだったはずだが、少数派内閣が危機に陥ったとき、あるいは多数派内閣が連立与党内の両翼政党(ないし両翼グループ)の対立によって危機に陥った場合、そのライヒの統治可能性を維持する手段は次の二つのみしかでしかなかった。①ライヒ議会が授権法(Ermächtigungsgesetz)の議決によって政府にたいして緊急立法を制定する権限を与えること。②ライヒ大統領が憲法によって認められた独裁的権限(Diktatorikompetenz)にもとづいてみずから緊急法制定者(Not-Gesetzgeber)となること。これはワイマール共和国初期と末期とのいずれの場合にも妥当する。

(4) ヒンデンブルクとくらべると、エーベルトはまだしも恵まれた状況にあった。なぜなら、かれはまだ、ネガティブな事案に関してだけは意思の合致を見るが、ポジティブな議決を絶対になしえない議会多数派の支配するライヒ議会を、相手にする必要がなかったからである。初代大統領の時代の議会は、必要な立法の制定にさいしてしばしば多数派を形成することができなかつたけれども、しかしその時にも、議会は、大抵、政府にたいして緊急時に法律に代わる命令を公布する全権を与える用意、つまり授権法の制定によって議会の多数派形成能力の欠如の結

果生じた立法機能の欠缺^{けんけつ}状況を補填する措置を採る用意があった。そのうえ、エーベルトの時代には、議会が授権法の制定に踏み切らない場合には、法律に代わる独裁的命令(Diktatur-Verordnungen)を発する可能性が残されていた。この時期に、授権法が成立しないか、もしくは失効した時には、エーベルトは、経済―財政の危機的状况に對処すべく、本来ならライヒ議会によって採択されるべき立法措置を大統領の緊急命令によって代行することを、ためらいはしなかった(55)。

(5) その点に関して「もし何らかの弁明が求められたとしたなら」きつと初代大統領は、ビスマルク同様、以下のよう^{よう}に答えることができただろう。すなわち、議会がその多数派形成能力の欠如のゆえに立法機能に支障をきたす恐れがある場合、憲法が大統領に委ねた全権条項を拡大解釈するか、それとも超法規的な法の根本命題(autüberpositive Rechtsgrundsätze)、つまり、およそ国家は自らを維持する非常の権能を有するという命題に訴えるかはともかく、いずれにせよ、現下の状況の命ずる立法行為を憲政上の非常権限の助けを借りて遂行することは、国家機能の維持という国家存立の至上命令の命ずるところである、と(56)。大統領の権限を活用した緊急―立法のシステムを導入したのは、すでに「エーベルトの冷静な国家理性」だったのであって、いうところの「ヒンデンブルクの伝統主義」ではない(かれは、ドイツの国家制度の再立憲主義化(die Rekonstitutionalisierung der deutschen Staatsverhältnisse)を指すという当初からのねらいを、一九三〇年の危機を意識的に利用することによって実現しようとしたのだといわれるのだが)(56)。

(6) ヒンデンブルクは、大統領就任後の最初の五年間には、大統領の独裁的立法権力を行使しなかったが、一九三〇年七月一六日に、初めてエーベルトの創始した緊急立法モデルに立ち返った。ワイマール時代の最初の三分の一期の緊急事態システム(Notstandssystem)と最後の三分の一期のそれとあいだの際立った相違は、憲政の機能障害

(die Verfassungsstörung)が、政党内派の分布状況からして事態の建設的解決のために多数決の採決など絶対になしえない議会の出現によって、例外状態から常態に転化したという点にあった。憲法規範が国の最高機関として予定していたライヒ議会に代わって、いまやライヒ大統領が、国民投票による選出という民主的正統性にもとづき、「委任的な緊急法制定者」としての役割を「恒常的に」果たすようになった。執行的権能と、次から次へと絶えず引き受けることを余儀なくされた立法的権能とを併せて集積した結果、かれは、期限付きで事項的にも限定された委任にもとづくものとはいえ、独裁的な大きな権力を掌握することとなった。一九三二／三三年、とりわけ一九三二年七月選挙および一月選挙後に招来された政治状況のもとでは「この両選挙でナチスは第一党となり、同党とその対極に位置する共産党と併せてライヒ議会議席の過半数を制した」、・・・憲政の機能障害の恒常化と、だからまた国家の統治可能性を保障する大統領体制の継続的な維持の必要とが、考慮に入れられなければならなかった。

(7) 共和国がその最終段階で出現した極端な憲政の機能障害状況に直面して崩壊したのは、ワイマール憲法制度の何らかの欠陥——同憲法が構成上の欠陥を免れていなかったことは確かだとはいえ——にその理由があるのではない。共和国崩壊の原因は、互いに協同して国家の行為能力を高め、その存立を維持する責務を負った憲法「擁護」諸勢力の怠慢と数々の失策とが累積したことにある。本書最後の諸章はその悲劇的な過誤の分析に当てられる。それらの諸章は、ワイマール共和国が、よく言われるように、大統領の非常権限が過剰に行使されたがゆえに、ましていわんやそれが誤って用いられたがゆえに、崩壊したわけでないことを示すだろう。ドイツ立憲国家の命運は、最後の大統領が——かれは、その前任者たるエーベルトの言を用いるなら、「憲法の番人」たる使命を有するのだが——、一九三三年の初めに、当時現出していた極端に危険な状況に対処すべく、かれに与えられた憲法体制擁護の権力を行使することを拒んだ時、尽きたのである。けだし、この極度の危機においては、果敢な救済行為のみが共

共和国とその憲法とを憲法の敵にたいする降伏から守り、したがってまた破滅から守ることのできる唯一の手段だっただろうからである (S.6)。

[三] ワイマール大統領統治体制の必然性——議会制国家から大統領制国家へ (E. R. Huber, DVV7, Kohlhammer, 1984, S.731-748.)

[I] 共和国の危機とワイマール体制下の非常事態法

(一) 情況的危機と構造的危機

ワイマール国家の繰り返し訪れる危機は、はじめは外面的攪乱の形態をとり、その時々の特殊で具体的に危険な情況に起因するものであり、だからまたその時々的情況のもたらした諸困難を克服するという形で、乗り越えられたことができた。それゆえ、責任ある国家機関の担当者たちは、降伏・革命・インフレーション・賠償負担・武装解除義務という一連の大戦の帰結が生み出したさまざまな問題は、憲法体制の変化がドイツ国民に課した新しい政治体制への適応の課題に内包される諸問題とともに、事態の平常化が進むにつれ、漸次解決されるものと期待することができた。だが、新しい憲法体制のもとで繰り返し起こるシステム攪乱は、主としてこの憲法体制そのものの内部に起因することがすぐに判明した。外因性の攪乱が一過性の危機と結び付いたのたいして、内因性の攪乱は構造的な危機をもたらした。その原因が適切に除去されない場合には、新しい憲法体制はその存立が根底から脅

かされたのである。議会主義的民主制という新たな憲法形態の存続は、その根底において議会と政府という国家の主要諸機関の役割遂行能力を持続的に確保できるかいなかにかかっていた。国家権力の機能遂行能力が保障されなければ、統一、自由、平等、正義という、この憲法体制の根本的な諸価値は、すべて常住不断の危機にさらされることは必至であった(5732)。

共和国憲法の精神に照らしていえば、共和国最高の機関は選挙にもとづくライヒ議会であった。それゆえ、新しい国家制度がうまく機能するかどうかは、なによりもまず政党諸グループの構成するライヒ議会が適宜に決定能力を有することができるかどうか、したがってまたライヒ議会がその時々に必要な多数派を形成することができるかどうかにかかっていた。ドイツの所与の文化的、経済的、社会的諸条件の多様性、それから、なお存続する領邦国家的伝統、こうした事情を考え併せるなら、議会の多数派形成を容易にするアングロサクソン・モデルの二政党制の成立は、ワイマールの情況のもとでは不可能であった。共和国憲法の精神的社会的前提諸条件の基盤に対応するドイツの多数政党制のもとでは、ライヒ議会が多数派形成を可能にするかどうか、だからまた議会制的政府制度が有効に機能するかどうかは、もっぱら各政党が相互の間でどこまでうまく連立制度——その組合せがそのつど変わるとしても——を發展させることができるかどうかに依存していたのである。その時々的情況変化に応じたそうした連立制度が成立するための前提条件は、ライヒ議会に議席をもつ諸政党が柔軟に連立に応ずるだけの力量と覚悟とを有することであった。一九一九年に、これまでブルジョア諸政党との協力を原則的に拒否してきたドイツ社会民主党がその革命綱領を放棄し連立の用意のある諸政党の仲間入りをしたことによって、ワイマール共和国憲法のもとで、議会制的民主主義の原則にもとづいて、諸政党が連立を組み、議会の多数派形成が行なわれ、国家の統治能力が保障されるシステムが、さしあたり何とか確保されるかに見えた。もつとも、「寛容政策によって少数派内閣

の存続を許容する」というシステムもまた、ワイマール共和国のごく初期から、戦術的な非常手段として生み出されてはいた。しかしながら、おおよそワイマール時代の中期に入って、みずから他の諸政党との連立を拒否するか、もしくは他の議会諸政党から連立の相手とは見なされえないような急進的諸運動が新たに擡頭してくると、連立政府の成立を可能にする安定した議会多数派の形成が困難となり、それが共和国および各州の憲法体制の構造的な核心問題となるにいたった。たしかに、当初人々はまだ、繰り返し現われる統治システムの構造的危機——これは少数派内閣の形成によつてのみ一時的に乗り切ることができたのだが——が、大連合への移行ののちは、ふたたび安定した議会制的政府形成のシステムに道を譲るのではないかと希望を抱くこともできた。しかし(一九二九/三〇年) 経済危機の到来とともに、ドイツの多党制下の政党間の対立が抜き差しならぬものとなり、ライヒ議会における多数派形成は最終的に不可能となったし、州レヴェルでも、同様の事態に陥る州議会がますます多くなつた。多くの州議会で少数派政府ないしは慢性的な業務遂行政府 (*Geschäftsbearbeitung*) の成立という形で現われ、ライヒにおいてミュラー内閣の崩壊をもたらした危機は、議会主義体制の永続的危機であつた。同時代人たちは、その政治的立場の相違にかかわらず、当時かれらの直面した状況がたんなる政府危機ではなく、ドイツ国家の構造的危機だとの判断で一致していた(573)。民主的議会制的立憲国家の断固たる擁護者でさえ、いやかれらこそがまさしく、この制度の危機の本質と根柢とを公衆の前で明らかにした (vgl. A. Weber: *Die Krise des modernen Staatsgedanken in Europa* (1925); ders. *Das Ende der Demokratie?* (1931))。かれらは、ヨーロッパの議会主義体制が、激しい政党間の対立にもかかわらず、国民的一体性の醸出を可能にする価値枠組への共通の根本的な同意に支えられていること、国家の行為能力を保障する政策決定のプロセスが事理に即した討議と建設的な妥協とにもとづいて進められることを、明瞭に認識していたのである。社会諸集団が、互いにイデオロギー的な拘束を受けて組織的に行動する敵対的な闘争集団へと

組み替えられる大衆民主主義の情況のもとでは、討論と妥協とをつうじて議会における党派間の対立を調整することは不可能となった。あらゆる党派対立を超えた根本的なコンセンサスが失われてからというもの、およそ連立政権の形成はもはやたんなる目的の実現のための連立という形でしか可能でなく、それはまた当面表面化した諸利害をめぐるプラグマティックな妥協のうえに成り立つものであった。国家権力の共同の行使を可能とする大衆諸政党の政権カルテルを成り立たせるものは、もはや国家の本質と意義とに関する共通の諒解ではなく、一時的な諸目的を追求するための協調の必要性であった。だが、ただ国家権力の分け前にあずかりたいというだけの理由で連立政権に加わったものが、危機的情況が出現したとき、そうした戦術的考慮にもとづく政権カルテルの維持存続にたいてはさほどの熱意を示さなかったとしても不思議ではない。それ自体としては広範な議会多数派に依拠しながらも、国家の行動原理の何たるかに関する真の合意を欠いていたミュラー・ライヒ内閣は、ドイツの政党国家の構造的危機をことのほかくつきり示すものであった (dazu W. Conze, Die Krise des Parteienstaates in Deutschland 1929/30, HZ 178, 1954, S.47)。ライヒ内閣を成立させた大連合は、防衛政策をめぐつても、経済政策や社会政策をめぐつても、さらには文化政策をめぐつても、内部であまりにも激しく対立し合っていたので、一度たりとも共通の政府綱領を提出することができなかつた。にもかかわらず、この政府がほとんど二年間も続いたのは、もっぱら対外的情況の圧力のせいである。対外政策の分野では、ミュラー内閣は賠償問題およびラインラント問題で一定の解決に漕ぎ着けることができた。だが、まさにこの連立体制の維持を可能にしていた唯一の具体的な課題、つまりヤング案に関する法案が可決されたとたんに、内政問題をめぐる連立与党間の対立が一挙に吹き出し、その抗争のあおりを喰って、ミュラー内閣は半身不随の状態に陥ったのである (S.734)。

(一) 一九三〇年の危機的情況

一九三〇年の大危機は、本質的には政党国家の危機であり、しかも大衆民主主義という特殊な形態のもとにある政党国家の危機であった。たしかに当時リヒャルト・トーマやハンス・ケルゼンは、近代の民主主義はすべて何らかの意味で「政党国家」である、と指摘していた。事実、近代の民主主義のもとでは、国家国民の持続的な政治的意見形成の過程は政党を媒体とする以外には不可能である。このことはすでに立憲君主制下のドイツにも当てはまった。だが、当時のドイツは本来の「政党国家」ではなかった。なぜなら、当時の政党は国家的支配の補助機関(Hilfsgänge)ではあっても、みずから国家支配を目指す独自の権力体(Machtkörper)ではなかったからであり、しかも後者のタイプの政党の存在こそが政党国家の概念の成立には不可欠な要素だからである。これにたいしてワイマール民主主義は、その内的構造からして、民主的に組織された政党権力に立脚する国家であった。その内部には伝統的な支配構成体が官僚制や軍隊の形をとって残存しており、これらの支配諸機関はそれぞれ政争から超然たることを目指してはいたが、しかしその独立性を貫くことは容易ではなかった。こうしてドイツの国家制度は大きく転換したが、その転換の過程で、大衆民主主義のもとで擡頭してきた大衆諸政党が、国家のなかでの支配を要求するだけでなく、国家にたいする支配を要求し、それゆえ国家を自己の支配実現のためのたんなる道具として利用するようになったとき、古典的な議会主義的統治体制は根底から脅かされるにいたったのである。それ自体として独立に存立する権力体(eine autonome Größe)から、権力を求めて相競争する権力待望者たちの道具的な権力システム(ein instrumentales Machtsystem rivalisierender Machthaber)への転換は、この時期に進行した伝統的な国家概念の解体の基本的特徴であった。

大連合の崩壊とその最終的な挫折とともに、一九三〇年の初めには、種々の彌縫策を講じて辛うじて保たれてきた議会主義的統治形態は、ついに終焉の時を迎えるにいたった。大連合が破産し、それによって議会多数派をもとに政府を作る最終的な可能性が失われたあと、なお残された道は、「議会の寛容を当て込んだ少数派内閣」のシステムという便法に、もう一度立ち返ることであった。だが、一九三〇—三二年の時点では、一方では、ドイツの権力闘争の場における「古典的諸政党」間の対立抗争が抜き差しならぬものとなっており、他方では、極右極左の両グループが議会で急速に議席を伸ばした結果、この寛容システムは到底実現不可能であった。ライヒ議会における両極政党の議席数は、一九二四年一月には合わせて一二パーセントであり (S.735)、一九二八年五月には・・・同じく一三パーセント少々であった。この数字は、当時すでに議会多数派にもとづく政府の形成を困難にするものではあったが、しかし、それでも、それを不可能にするものではなかった。一九三〇年九月には、ライヒ議会で両極グループの占める議席の比率はほとんど三二パーセントに伸びたが、その結果、議会の有効な機能を保障する議席多数派の形成はもはや実質的には不可能となった。一九三二年の二回の総選挙で両極政党は議会多数派となった。一九三二年七月の総選挙で両極政党の議席数は合わせて総議席の五二・五パーセントに達し、一九三二年一月には両極政党はわずかに議席を減らしたものの、それでも両者合わせて総議席の五〇・七パーセントの議席を確保したのである。こうして、もっぱら議席数を計算しただけでも、議会多数派にもとづく政府の形成は不可能となった。そして一九三二年五月末まで続いた「真正の」寛容システムもまた、もはや使いものにはならなくなった。そのシステムは議会戦術の手だてを尽くしてプリューニク政府の存続を保障したばかりか (たとえば「寛容」諸政党が急進的反対派諸政党の内閣不信任案の提出にさいして欠席戦術をとるとか、あるいは長期にわたる議会の停会に賛成するとかして)、議会における必要法案の可決を可能にしたのである (たとえば「寛容」諸政党が国家予算案の議決にさいして棄権す

ることによって)・・・

〔Ⅱ〕ワイマール国家の構造的危機段階における大統領統治体制の種類と課題

(一) 大統領統治体制——緊急法的暫定措置

大統領統治体制 (Das Präsidialregime) は、その外見からすれば、共和国憲法に定められたライヒ大統領の介入の権限、なかんづくライヒ議会の解散権、人身の自由と所有権とにたいする停止権、さらには「内乱などの」国内に発生した非常事態から国を防衛するための国防軍の投入の権限など、ライヒ大統領が緊急時に行使用することを認められた介入の権限の、強化された適用であった。この意味では、すでにエーベルト大統領の時代に、いくつかの局面で大統領独裁が繰り返し行なわれたが、その典型的事例は、一九二三年秋に共和国を襲った大きな危機の時に見られる。そうした緊急法的暫定措置が採られた期間、議会はそれ自体として完全に排除されたわけではない。だが議会は、長期にわたる停会措置を受けて受動的地位に甘んじざるをえなかった結果「たとえば一九二三年二月八日から一九二四年二月二〇日までの二カ月半にわたってライヒ議会は停会措置を受けた。Vgl.S.736,Anm.20」、大統領の独裁的権力に對抗すべく憲法上議会に認められた大統領にたいする監督権を放棄せざるをえなかったのである (S.736)。このエーベルト大統領の時代には、議会は授権法の可決によって緊急法的暫定措置を解除することができたし、他方ではまた、これらの措置が採られている間は、ライヒ政府に協力して「みずから」議会の停会を議決することにより、政府にたいする監督権を放棄することもできた。しかしながら、この時期にあつては、大統領独裁も、州の「全権

委任立法」も、たんなる幕間劇にとどまり、本来の「システム」になるには至らなかった。それらはむしろ議会の「通常の」監督機能の遂行を中断して、その間にはさまった一時的な応急措置にすぎなかったのである。危機の再来が恒常化し、その克服のための緊急措置の採用が常態化する可能性が出現するにおよんで、緊急法的暫定措置は初めて一個の持続的なシステムへと、その意味では一個の「体制」(Regime)へと発展することができたのである。こうして国民議会の召集から初代大統領の死にいたるまでの六年間の半分以上は、たしかに行政の緊急権行使(独裁的命令ないしは授権法の形態で)が頻繁に繰り返された時期である。にもかかわらず、この時期には、人々はこうした非常体制をたんに過渡的なものとしてしか意識しておらず、憲法本来の基本的な統治システムとしてのノーマルな議会制的民主制への復帰の可能性を信じて疑わなかったもので、主として大統領の例外的権力にもとづいて発せられる変則的な緊急法を、行政権力優位の「体制」と見なすことができなかつたのである。

その後、ヒンデンブルクが大統領に就任してから最初の五年間には、そうした大統領の介入権力の行使は一切見られなかつた。一九二五年四月から一九三〇年三月にいたるワイマール時代の中期には、ライヒ大統領が憲法第四八条を適用した事例はただの一度もない。同様にまたこの時期には、議会が政府のために授権法を議決したこともない。この五年間に、ヒンデンブルクはただ一度だけライヒ議会の解散を命じたが(一九二八年三月三日)、それは、解散がなくても議員の任期満了に伴う総選挙がその年のうちに予定されており、その選挙を半年早めるだけの措置であつた。だから、その措置は鬭争的性格を一切もたなかつたのである。一九三〇年七月に、ヒンデンブルクは初めて大統領の緊急権を行使する必要に迫られた。人々はこのヒンデンブルクの措置の中で新たに浮上した「大統領制的体制」を一目見て、そこにエーベルト時代に繰り返された危機的情況に対処する緊急法的暫定措置の新たな発動以外の何ものをも見なかつたかも知れない。

(二) 大統領統治体制——国家の「統治可能性」を保障する手段

だが実際には、ワイマール末期の憲法情況のもとでは、大統領の緊急権の新たな行使がもはやそれ自体として継続する憲法上ノーマルな体制の一時的中断でないということは、当初から疑いを容れなかった。第二次ミュラー・ライヒ内閣を倒壊させた危機はたんにその時点の情況に規定されたものではなく、ワイマール体制に構造的に内包されたものの発現であった。だから、それは一時的な応急措置によって克服できる類のものではなかったのである(573)。・・・・

一九三〇年三月、「大連合」の挫折後に成立したブリューニンク・ライヒ内閣はたしかに「少数派政府」として活動を開始したが、議会多数派の寛容政策に支えられていた。社会民主党が当初の寛容政策を放棄した後は、ライヒ政府はライヒ大統領に依拠した「闘争的政府」(Kampfbegriff)としてその活動を継続し、ライヒ議會を解散して国民に「直接」訴える政策を採った。ブリューニンク政府は一九三〇年九月の選挙で惨敗を喫したが、それにとつて代わる新政府を成立させるだけの政党間の組合せが存在しなかったため、同政府がそのまま政権担当を継続した。その結果、ライヒ政府の性格に根本的な変化が生じた。ライヒ政府は議會の信任を必要とし、それが得られなくなれば、政府は議會を解散して新たな選挙に賭けるというのが憲法の命ずるところであったが、一九三〇年九月以降は、ライヒ政府はその存続を議會の信任に仰ぐ代わりに、ライヒ大統領の信任に仰ぐことに決めたのである。共和国元首が恒常的にその非常大権的権能、なかんづく解散権(ワイマール憲法第二五条)、緊急権(同第四八条第一項)を行使してライヒ内閣を支えることに同意するという、こうした特別憲法的基盤(diese extrakonstitutionelle Basis)に立脚

することによって、政府をある程度まで反抗的な議会多数派への依存から解放することを可能にする体制ができた。内閣は、議会が不信任決議を通そうとする場合には、大統領に議会の解散を要請することによってそれを未然に防ぐことができた。内閣は、どうしても通すことが必要だと考える法案の議決にたいして議会が抵抗する場合には、大統領の緊急権に訴えることによってその抵抗を打ち砕くことができた。この二つの手段を援用することによって、一時的な危機管理政府 (die interimistische Krisenregierung) は「恒常的な闘争的政府」(Kampfgierung in Permanenz) へと推転したのである。

大統領制的体制がたんなる一時しのぎの体制として有効なのは、むしろ議会多数派の形成を不可能とする所与の状況が遠からず解消される現実的可能性のある場合だけであった。危機が長期化し、政党体制の両翼に極端な勢力が力を増してくればくるほど、国民代表が議会制システムに必要な多数派形成能力を回復する可能性は、それだけ望み薄となった。発生した憲法の機能障害の状況がもはや一過性のものではなく、恒常的なものだと認識が広がったことから、大統領制的体制は一時的な急場しのぎの手段ではなくなり、不可避的に恒常的制度へと転化したのである。こうして独特の政府類型が生まれたが、それは議会制的統治システムとは対立し、大統領制的共和制の形態のもとに事実上立憲制的システムに復帰すること (die Rückkehr zum konstitutionellen System) を目指す政府類型であった。国民投票によって選ばれたライヒ大統領が立憲「君主」制下の国家元首の特徴を帯びるのに対応して、大統領の信任とその「大権的」権能とに依拠する大統領政府は、やがてみずからを立憲制的内閣 (eine konstitutionelle Kabinett) として位置づける見方を発展させていったのである (S.738)。

共和国が「統治不能」の状態に陥る危険はすでにワイマール初期に出現していたが、この危険を防ぐため、ライヒ大統領の地位をアメリカ大統領なみに強化し、それと同時にライヒ政府の地位を議会にたいして強化しようとする

る動きが、ほかならぬ連立与党内の自由主義派の間でも、早くから始まっていた。この企ては、事柄に即していえば、国家的危機が常態化するなかで、大統領の官職を、かれによって任命されるライヒ政府がいつでもそれを後ろだてとして利用することのできる、恒常的な予備権力へと高める道を開こうとするものにはかならなかつた[O'Cellerの構想。Vgl. DDVVG3, Nr. 385. Stresmann & Jaros. 9] それに賛成した。Vgl. S. 739, Anm. 27]。ライヒ大統領の有するライヒ首相およびライヒ大臣の任免権、ライヒ議会の解散権、国防軍にたいする統帥権、それから最後に、すでにエーベルトがその行使に先鞭を付けた緊急権としての大統領の独裁権、こうした大統領の保持する諸権限は、憲法改正の形式的な手続を踏むことなく、大統領の官職をその權威において立憲制的君主のそれに匹敵し、その権力において後者を凌駕する制度へと発展させるための出発点を提供するものであつた。

大統領職の地位を高める企てに手がかりを与えたのは、こうした大統領の形式的な諸権限だけではない。「国民投票による選出という」大統領の地位の民主主義的でも同時に政党政派を超越する正統性が、そのための実質的な拠り所を提供したのである。すでにワイマル初期のエーベルト時代においても、議会はしばしば多数派を成立させることができず、強力な政府の基盤としては役に立たなかつたので、大統領の官職がこの議会にたいする対重の役割を果たすに至つていた。ある憲法体制が実際に有効なものであるかどうかは、その憲法が危機にさいして国に強力な政府を作ることができるかどうかによつて判断される。これはヒンデンブルク大統領時代の最初の五か年の経歴に照らしても明らかなことであつた。というのも、国の政治が何をなしうるかだけでなく、国民が安心して経済活動に従事することができるかどうか、社会の治安が保たれるかどうか、さらには市民の自由が実効的に保障されるかどうかは、すべて政府が政策決定能力をもち、政策遂行能力をもつか否かにかかつているからである。議会主義的統治システムの擁護者たちが一九一八/一九一九年にその統治システムの導入を推奨したのは、以下の理由か

らであつた。議会の信任という基盤によつて初めてわれわれは政策の決定遂行能力を有する執行権力の成立を期することができると。一九一九年二月から一九三〇年三月までの一年間に、ドイツでは内閣が一六回交替したが、その内閣の平均寿命はわずか八カ月であつた。この経験から、統治システムに現存する欠陥を除去する必要が痛感されたのである。だが、そのためには形式的な憲法改正はかならずしも必要ではなかつた。むしろ事実上の憲法の変遷によつて、ワイマール型の議会主義——これは運用の誤りが重なつた結果、国家の権力体系を危険なまでに麻痺させてしまつたのだが——よりもより良く課題を達成することのできる統治システムを作り出すこともまた可能であつた(5739)。

(三) 大統領統治体制——大衆民主主義の敵対的対立情況のもとでの国家的統一を維持するための手段

大連合、これは当時の政党間の関係からすれば唯一可能な多数派形成の形態であつたが、一九二八年の夏にこの大連合にもとづく政府を作ろうとする二度目の試みが一九三〇年三月に挫折してからのちは、もはやそうした類の三度目の試みが成り立つ余地はなかつた。「議会主義的政府の形態として」残された唯一可能な選択肢は、中道諸勢力とブルジョア右派との連立に復帰する道であつた。しかし、ドイツ国家国民党(DNVP)がフーゲンベルクの指導下に入つてからのちは、そのための前提条件もまた失われた。一九三〇年以降支配的となつた政治情勢を勘案すると、眞の議会主義への復帰、つまり明確な政策台意を取り交わした議会の安定多数派が自主的に政府を形成するという統治システムへの復帰は、近い将来、現実政治的にはまず考えられないことであつた。政治諸勢力の理念と利害との多数並存(Puralsismus)が、年を追うごとにそれら相互の敵対関係(Antagonismus)へと転化したのが、ワイマール

ル時代のドイツの政党国家 (Parteienstaat) の現実であった。とするならば、ワイマール末期には、議会の多数派形成にあたって考慮の対象となる諸政党間の対立は、もはや架橋しようもなく激しくなっていたのである。憲法上、国家の統一の保持と国家権力の行為能力の保障とに責任を負うライヒ大統領は、それ以後は、もはやかれに委ねられた緊急権の行使をたんに一時的な暫定措置と見なし、またそうしたものとして取り扱うことができなくなった。憲法的危機の常態化は必然的に大統領政府の恒常化をもたらした。共和国の慢性的な危機の開始とともに、大統領の適用する権力手段の態様にいささかの変化も生ずることなく、大統領の例外的権力は憲法政治のうえで新たな次元を獲得したのである。憲法上ノーマルな状態の個別的中断が幾重にも積み重ねられるなかで、一個の制度化された「統治体制」(Regime) が発展してきた。例外状態が常態となり、政府も、議会も、行政も、経済も、社会も、みな一様に、その安定的な存続を目指すようになった。一九三〇年三月の転換ののち、最初の数カ月間は、大統領内閣はまだ議会の反対諸勢力の側からする激しい攻撃にさらされた。議会は大統領の特別の全権委任に頼って行なわれる内閣の国務活動を受け容れることができなかつたのである。だが、一九三〇年九月の総選挙の結果、議会多数派に立脚する政府の形成という、議会制的システムへの復帰の可能性がもはや存在しないという事実が明瞭となつてからは、人々は大統領制的体制の相対的恒常化に急速になじむようになった。とりわけ野党にまわつた社会民主党は大統領内閣にたいして「寛容」政策を採ることにより、内閣が大統領の緊急権の助けを借りて統治する可能性を保障するという、同党にとっては好都合な政治戦略を採用した。というのも、そうすれば、かれらは政府と明確に一線を画することができる「だからまた体面を保つことができる」からであり、また政府のやることにたいして責任を負わなくてもよいからである。二次にわたるブリュニンク大統領内閣の存続期間は二年以上にわたつたが——これはワイマール期のどのライヒ内閣の存続期間よりも長い——、そのうち(一九三〇年九月の選挙以降の)一年半は、

ブリューン内閣は社会民主党の寛容政策のおかげで国務を遂行することができたのである (p.106)。たしかに社会民主党がブリューンの大統領内閣を支えたのは、政治上の根本的信念にもとづくものではない。しかしながら社会民主党は、野党であるにもかかわらず、まさに現実の政治情況が否応なく命ずるところにしたがい、一年半のあいだ寛容政策を採ることによって、大統領統治体制の制度化に決定的に貢献したのである。

こうして独特の「過渡的情況」が出現した。一方では、大統領統治体制はもはやたんなる暫定的体制ではなく、したがってまた憲法上ノーマルな情況を一時的に中断する緊急事態ではなくなった。だが他方では、それは憲法政治上の最終的狀態ではなかった。とりわけ大統領統治体制には議会の監督権に服さなければならない事項が数多く残っていた。大統領権力と議会権力とは常に一触即発の衝突の危機をほらみながら対峙し合っていたが、そこに大統領制的体制の置かれていた不安定な地位が如実に映し出されている。ただ、議会で多数を占める野党諸勢力もまた相互に結束していたわけではなかったため、いざ大統領内閣と対決する段になると、かれらは窮地に陥った。とりわけかれらが恐れたのは、大統領の解散権行使が多用されることによって、徹底的な力の消耗を強いられることであった。そこで双方が心がけたことは、たがいにできるだけ公然たる衝突に突入することを避け、時をかせいで戦術的な術策をめぐらし、それによって自己の足場を固めることであった。とくに大統領統治体制を担う諸勢力が試みなければならなかったことは、まず、みずからの拠って立つ権力基盤、法的基盤を強化することによって、いっ突発するかも知れない衝突を未然に防ぐ手だてを講ずること、そして憲法体制の上ではまだ十分保障されていない体制を、議会多数派の反対に出くわしてもびくともしない「法的」地位へと引き上げることであった。

(四) 大統領統治体制——「権威的民主主義」への道

大統領統治体制は、ふつう反民主主義的で復古主義的な諸勢力の側からなされた企てと見なされている。そうした見方は、実は、民主主義的な国家形態の擁護者たちがどの程度までその体制の地ならしに協力したかを考慮に入れている。オットー・ゲスラーが執行権力の地位強化を目指す憲法改正構想に与えた強い影響についてはすでに触れた。さらにそれ以上に重要な意味をもつのは、民主主義的な国家理論を奉ずる理論家たちが大統領制的体制の理念的な基礎の一部を提供したことである。かれらは国家非常の大危機を乗り切るための方策を追求するなかで、そうした貢献を行なったのだが、その代表的な事例は、アルフレート・ウエーバーが一九三一年に行なった講演のなかに見出せる。そのなかで、かれは自らの改革構想を「民主的、社会的、国民的」改革の同時追求と名づけた (Art. Fed. Weher, *Das Ende der Demokratie?* 1931, Vol. S. 741, Ann. 34)。

アルフレート・ウエーバーは述べている。——自分は、議会が「長期にわたる停会措置を受けて」長期間政局から締め出される結果を自ら招いた現在の情況について論議するつもりはない。いずれにせよ、こうした「過渡的情況」は長続きできるものではない。現在の危機の原因はもっと深いところにある (S. 741)。つまり現在の危機は、これまで人が「民主主義の形態と誤解して」発展させてきた「議会絶対主義」 (Parlamentsabsolutismus) によって惹き起こされたものである。議会は、これまで自己の権限には属さない執行府の権限に介入してきた、つまり「統治権を篡奪」してきたのである。こうして議会は政府にとって代わったが、しかし議会は「もともと執行権の行使には不向きな集団」であり、その結果、国家意思の形成をいちじるしく阻害したのである。この「議会主義的絶対主義」は、ライヒ議会から最末端の市議会にいたるまで、「いたるところで破綻」した。ドイツの政治を健全化するためには、代

表機関の役割を「〔執行機関の〕監督と〔政治指導者の〕選抜、〔法案の〕発議と共同審議」に限る以外に道はないだろう。ライヒ議会は、今後その役割を「立法機能に自己限定」して「執行権は全面的にこれを政府にゆだねる」よう決意する場合にだけ、自己自身を維持することができ、かくしてまた「政府とともに国を統治する」その役割を十全に果たすことができる。ちなみに、この議会の「立法機能への自己限定」の意味するところは、「かなり広範囲にわたる政府への全権委任」を議会が認めることである (A. Weber a.O. S. 16f.)。

アルフレート・ウェーバーの改革案が持続的解決策と見なした執行権力の強化と議会権力の制限とは、具体的には、とりわけ授権立法と緊急命令発布権とによって強化された「立憲主義」(Konstitutionalismus)への移行を意味していた。右の講演への「あとがき」で、ウェーバーは、自分は「権威的民主制のシステム」(das System der "autoritären Demokratie")を支持すると明言した (A. Weber a.O. S. 23)。これは民主主義的立憲主義 (ein demokratischer Konstitutionalismus)、つまり民主主義的に正統化された執行権力を立憲国家の最高の政治権力として戴く立憲主義的体制にほかならない。この自由民主主義的国家理論の確固たる信奉者が危機に臨んでこのような発言をしたことから明らかになることは、ふつう「国家保守主義的」(staatskonservativ)とのレッテルを貼られる改革構想が、実は左右を問わず、当時の情況に責任をもって対処しようとした様々な政治的潮流の代弁者たちが一致して追求しようとした方向であった、ということである。

「権威的民主主義」の原則はまた、「民主主義の枠内での独裁」(Diktatur innerhalb der Grenzen der Demokratie)と題して、アレクサンダー・リューストフがすでに一九二八年の夏に行なった講演の核心をなすものでもあった。リューストフ自身は権威的な指導権力 (autoritäre Führungsgewalt) をライヒ大統領にではなくライヒ首相に委ねようと考えたが、しかし、かれにあってもまた、ライヒ首相に議会からの独立性を賦与するには、それを担保するものが必要と考え

られており、それがライヒ大統領の有する、国民投票に立脚する権威と憲法にもとづく権力とであることは、自明の事柄であった (Vgl. S. 742, Ann. 39)。 . . .

これ以上、ブルジョア中央派ないしブルジョア左派の代表者たちが危機の公然たる開始の前後に行なった、数多くの改革案の一つに立ち入る必要はないだろう (S. 727/43)。共和国の地域的な再編成を目指すばかりか、共和国憲法ならびに行政の根本的な改革を目指す野心的な共和国改革計画の数々は、ほかならぬ「憲法体制に忠実な中道派」がどの程度まで熱心に改革論議に加わったかを示している。かれらのある者はその改革を正式の憲法改正手続をへて行なおうと考えたし、他の者は、そうした手続を踏むことが実際には不可能なことが判明したように思われたので、憲法を形式的に変更することなく統治システムの立て直しを目指す、様々な提案を試みたのである。

(五) 大統領統治体制と共和国の「再立憲主義化」

「権威的民主主義」を目指す努力にせよ、その他のブルジョア中道派グループが追求した改革計画にせよ、そうした動きは、すべて本質的には、ドイツの憲法情況の「再立憲主義化」(Rekonstitutionalisierung) を目指す試みであった。議会主義的統治システムがそれ自体として安定した統治構造を保障してくれるだろうとの当初の期待が見事にはずれたばかりか、むしろドイツの現状では、多数派の形成を可能にし政府システムの安定化に資する議会の選出がいつ日の目を見ることになるのか、全く予測が立たないという情況がはつきりしてきたため、立憲主義類似のシステムに移行したなら、ドイツは安定した統治構造にたどりつけるのではないかとの期待が、それだけ一層大きく膨れあがった。人々は、ドイツの立憲主義が崩壊したのはまさにその基盤の上に組み立てられた統治構造の不

安定性のゆえであったことを、忘れてしまったのである (siehe DVG, Bd. V, S.288ff., 312ff., 377ff., 388ff., 513ff.)。とはいえ、ドイツの君主制的立憲主義を不首尾に終らせた主たる原因が「立憲主義的システム」それ自体ではなく、最後の皇帝ならびに帝国宰相たちのそれぞれ個人的な失策であったこともまた明らかであった。それに、なんといつても人々を強く捉えたのは「統治システムの」アメリカ・モデルへの思い入れであった。「立憲主義的システム」を成り立たせるものは、なにも立憲主義的君主制というヨーロッパに伝統的な形態ばかりではない。民主主義的Ⅱ大統領制的共和制の形態を採っても、それは可能である。人々はこう考えたのである。むしろ、ワイマール憲法下のドイツの大統領体制を共和制的Ⅱ立憲主義的統治形態へと改編するための前提条件は、一九三二年に任期の切れる現大統領「ヒンデンブルク」の再選であった。それというのも、憲法の変遷をつうじて、ライヒ大統領を立憲主義類似の体制の元首の地位へと引き上げるためには、そもそも共和国最高の官職に就く者が万人の輿望を担った人物でなくてはなるまいが、すでに国民の間で權威の確立した現大統領を再選する以外に、そうした人物を見つけることはまず不可能なことだったからである (S.743)。

かつて存在し、いまも続いている誤解の一つは、一九三〇／三二年の共和国の危機の時点でドイツの憲法情況の「再立憲主義化」を目指す試みが、好むと好まざるとにかかわらず、君主制復活を目指す動きと結びついていた、とする見解である (S.743/744)。大統領制的体制が「再立憲主義化」を目指すしていた限りにおいては、それは君主制復活の直接的表現では決してなく、またその不可避的表現でも決してなかった。ワイマール時代をつうじて帝制復活が真面目に企てられたことは一度もないし、ましてそれが具体的に計画されたことは一度もない。カップ一揆はワイマール期の保守的右派の起こしたクーデタ行動の唯一の事例であり、その行動には「皇帝への忠誠」を標榜するグループも加わったのだが、その時でさえ、一揆参加者たちの脳裡には帝制復活の具体的プログラムはなかつ

た。それどころか、ほかならぬ憲法の条文どおりのライヒ大統領選挙の可及的に速やかな実施が、だからまた共和制の国家元首の国民投票的「民主主義的選出の即刻実施が、かれらの掲げた基本的要求の一つであった。その後、右翼急進派の起こした様々な行動は、明らかに民主共和国の打倒を呼号するものではあったが、君主制の復活ではなく、国民革命的独裁の樹立 (die Aufrichtung der national-revolutionären Diktatur) を目指す諸運動を底流とするものであった。君主制の復活がどこかで取り沙汰されることがあったとしても、そうした企てはユートピアにすぎないか、戦術的な駆け引きの一環でしかなかった。ワイマール共和国期をつうじて、真面目な会話で話題にのぼった帝位要求者は一人としていない。一九三〇／三二年に共和国が危機に陥ったとき、ブリューニクは繰り返し君主制復活案を検討の俎上にのぼせたが、それは、主として、当時の危機的情況下に国民投票を実施してヒンデンブルクの後継者を決めるさいに随伴する危険を防ぐためであった。

実際には、君主制の復活が憲法システムの再立憲主義化の手段として不適切だとの判断は、事態を冷静に見極めようとする者のあいだでは、およそ自明なことであった。国家構造の再立憲主義化は、国民投票によって選出される民主的な正統性を与えられた執行権力の揺るぎない権威と権力を前提する。ところが復古王朝の君主が新たに国家最高の地位に就くときには、その最高の座は、なんら鞏固なものではなく、脆弱なものでしかない。これはあらゆる歴史的経験の教えるところである。人民投票的手段によって樹立される「カエサル主義的な」帝制が成立する余地は、ドイツには一切なかった。君主制信奉者のだれ一人として、ドイツの「ボナパルティズム」に想到した者はいない。およそ君主制の復活が企てられたとしても、その目標とするところは、イギリス・スキャンジナヴィア諸国型の「議会主義的君主制」であった。だが、このモデルはすでにドイツで一九一八年に失敗したモデルであり、一九三〇／三二年にも、もしそれが試みられたとすれば、当然失敗せざるを得なかったはずのモデルである。なぜ

なら、そのモデルはまさに議会主義的統治形態と結びついた君主制だからであり、その議会主義が危機に陥ったからこそ、人々は様々な改造計画を検討せざるをえなくなったのだからである。一方において、君主制信奉者たちの幾人かが大統領制的体制を君主制への復帰の前段階と考えてそれを推進しようとし、他方、君主制に反対する多くの者が大統領制的体制を帝制復活の直接の地ならしをするものと捉えてそれと闘ったとすれば、双方とも皮相で現実離れのした見解にとらわれていたと言われなくてはならない。再立憲主義化を目指して戦う「国家保守的」立憲主義（‘staatskonservatives’Konstitutionalismus）の側にしてみれば、君主制が復活したとしても、それは何ら自己の支えとならないばかりか、いざ正念場という時に力が萎えて敵側との妥協に走りかねない制度でしかなく、だからまた再立憲主義化の事業をいつ座礁させるか分からぬ、危険な制度でしかなかっただろう（S.74）。

（六）大統領統治体制と国家保守的改革

国家保守的革新（die staatskonservative Erneuerung）という概念は、二〇年代中葉の精神世界に由来するものである。一九一八年の崩壊後は一般に蔑まれ、国家国民党にすら忌避されるようになった「保守的」という言葉は、二〇年代の中頃には、新たな意味賦与を獲得することとなった。青年保守派のグループや民族保守派のグループ、文化保守派のグループ（jungkonservative, volkskonservative und kulturkonservative Gruppen）が、つぎつぎと生まれた。おびたしい数の雑誌やその他の刊行物が、新たな保守思想を培養した。フーゴ・フォン・ホフマンスタールは、一九二七年に、こうした時代の風潮を言い表すのに「保守革命」なる語を用いたが、その意味するところは、体制の転覆ではなく、「国民の」精神的統一・全一性・結束を取り戻すための「国民の精神的」再生ということであった。かれによれ

ば、「保守革命」の目指すところは、全国民の参与を可能にする「形式」であり、新しいドイツの現実であった(Hofmannstahl, Hugo, *Gesammelte Werke, Prosa*, Bd. 4, 1955, S. 413)。国家政治の次元で新保守主義の台頭をもたらさすきっかけを与えたのは、中央党の右派が、「民族保守派」ないし「キリスト教社会派」を標榜する市民的＝国民的運動の一翼と緊密に提携するにいたったことである。この新たな保守主義の波は、たちまち青年保守派や青年ドイツ派をとらえ、官僚層や国防軍の一部を巻き込んで、さらにキリスト教系労働組合や左派自由主義の国家主義グループへと及んで行った。

「国家保守的解決」(die „staatskonservative Lösung“) のスローガンや「新しい国家」(der „Neue Staat“) の理念が意味するところは、以下の三つであった。(一) 政党政派の利害よりも全体の利益を優先させる精神で、現下の危機を乗り切る意志をもつこと。(二) 反動にも革命にも与^くする^{こと}なく、国家の改革に着手する気がまえをもつこと。(三) 行動を起こす勇氣をもつこと、つまり、形式的＝法技術的な憲法改正の道はもはや閉ざされているのであるから、それにこだわることなく、憲法の有機的な持続的形成の道(der Weg der organischen Verfassungsbildung)を踏み出す勇氣をもつこと。憲法変遷(Verfassungswandel)の概念はすでに国法学の伝統のなかでおなじみのものとなっていたが、国家保守的な改革を目指す諸論考の中心に据えられたのは、とりわけこの概念であった。第二帝制の歴史を振り返ると、憲法に定められた諸制度や諸機関がその後の帝国の発展過程で憲法実態の有機的変遷の形をとって引き続き仕上げられたり、改変されたりしたことが分かる。この憲法実態の有機的変遷がドイツ帝国の発展過程で果たした役割が、ワイマール末期の憲法論議のなかでふたたび想起され、それが改革構想を推し進めるうえで重要な意義をもったのである(S. 745)。人々は、帝制期に憲法の変遷をつうじて成し遂げられた帝国憲法の持続的形成過程のほうが、形式的な憲法改正の作業よりもはるかに大きな意義をもったのであるから、当面の時期「ワイマール期」

に關しても、憲法内実の實質的變化のほうか、憲法規範の体系の形式的變更よりも、国民の實際の政治生活にとつては一層重要な意味をもつと考へたのだが[Carl Schmitt, *Der Hitler der Verfassung*, 1930, S.71ff. Vgl.S.746, Ann.50.]、これは當然のことであつた(S745/746)。こうして憲法史の回顧のなから、当時の手詰り状態から抜け出す道が見出された。手詰り状態というのは、当時憲法の改正がどうしても必要であつたが、それを形式的手続「ワイマール憲法第七六条」にしたがつて行なおうとしても、その手続は、憲法改正権者「共和国議會ないし国民」の必要な多数の合意を得られず「議會立法による改正の場合には、議員定数の三分の二以上の議員の出席のもとに出席議員の三分の二以上の賛成を要し、國民請願にもとづく國民投票による改正の場合には、有権者の過半数の賛成が必要」、頓挫することが目に見えていたからである。この手詰り情況は、ワイマール共和国の最後の半年に入つて、ライヒ議會の多数がワイマール憲法を敵視する極右極左の兩政党の手に帰してからは、ほとんど絶望的となつた。憲法の修正を要求するどんな提案も、この兩党が反対するだけで直ちにつぶされてしまふからである。憲法の敵がその破壊的目的を達するために「合法性」(die Legalität)維持の仮面をかぶっている憲法情況のもとでは、憲法改正を實質的に達成するため、別の便法を講ずることが実践的な国家理性の命ずるところであつた。けだし、それ以外に、似而非合法的な多数派による破壊活動から、国家とその法秩序とを救い出す手だてはなかつたからである。

もちろん、憲法の實際の運用とそれを支える憲法解釈とを通じて憲法の持続的形ををはかるそうした試みが「正統化」される(legitim)のは、その試みが憲法体制の根本的轉換を目指すのではなく、憲法体制に内在する改革を目指す場合だけであり、したがつてまたその試みが冷淡な憲法破壊を目的とするのではなく、破壊的な憲法形式主義「憲法の形式的遵守による憲法破壊」に対して憲法秩序の實質的根底を守ることを目的とする場合だけである。……いずれにせよ、ワイマール共和国の崩壊が大統領制の勝利の結果もたらされたのではなく、その挫折の結果

もたらされたことは疑問の余地がない。統治体制の「再立憲主義化」を目指す努力、すなわち国民投票的 \parallel 大統領制的対抗権力の構築によって「議會絶対主義」に限界を設けようとする試みは、「カール・ゾントハイマーなどの言うような」「反民主主義思想」の表現では決してない。議會主義的民主制と立憲主義的民主制とは、どちらも自由主義的国家体制の類型に属しており、その間に「民主主義としての」優劣の差はない。そのことはスイスやアメリカ合衆国の例が示している。両国とも、議會制的統治システムを欠くにもかかわらず、民主共和国である。一九三〇／三二年の危機からのドイツの救出を目的とした国家保守の試みは、まさにこの国民民主主義的立憲主義 (der nationaldemokratische Konstitutionalismus) の方向での憲法改革を目指すものであった (S.746)。

というのも、一九一九年の共和国憲法は、新しい国家体制の基本として議會制的統治形態を採用していたにもかかわらず、当初から立憲主義的要素 (die konstitutionelle Momente) を内在させていたが、その要素の拡充強化をはかるためには、共和国元首の国民投票的 \parallel 民主的選出方法の堅持が不可欠の前提条件だったからである。ライヒ大統領は、国民投票によって選出されるからこそ、独自の民主的正統性を確保しているのであり、だからまた国民選出の議會にたいして、民主的には同レヴェルの対抗力を發揮することができるのである。大統領権力がその成立を直接国民の意志に負っているというこの事情こそ、国民選出の議會がその内的分裂によって決定能力と行為能力とを失ったとき、大統領が民主的正統性に立脚して機能麻痺に陥った議會に成り代わり、その主要機能を代行することを可能にするものにはかならない。だからこそまた、一九三二年初頭のライヒ大統領の任期切れにさいして、ブリュニンクが当初国民投票による大統領の選出を定めた憲法の条文を無視して、議會で憲法の修正を可能にする多数派を結集し、その多数派による議會の議決によってヒンデンブルク大統領の再選をはかろうと考えたのは、かれ自身の目指した再立憲主義化を危殆に陥れる企てであった。ブリュニンクの提案は議會の反対で否決され、結

局ヒンデンブルクは国民投票の結果再選されたが、この国民投票による再選こそ、一九三二年四月以降も引き続き、大統領をして、政府反対の一点でしか一致しない議会多数派に依存することなく、ワイマール大統領内閣の危機乗り切りのための憲法政策を、有効に支えることを可能にしたのであった。

(七) 大統領統治体制——全体主義的独裁にたいする防御手段

国家理論の見地からするワイマール末期の諸事件の解明にさいして通説的地位を獲得している見解は、大統領統治体制を独裁の先駆形態と位置づけるものである。しかしながら大統領統治体制は、まさにその最終段階の形態においてすら、民主共和制を独裁に依拠した反民主制的国家形態——その具体的形態の如何を問わない——によって置き換える役割を担うものではなかったし、また、それにふさわしい体制でもなかった。それどころか大統領統治体制は、当時出現した国家的危機のなかで、迫り来る一党独裁を防止するためになお残された唯一の手段であった。

大統領体制 (das Präsidialsystem) が「独裁」への移行手段と見なされる場合、その「独裁」という言葉で想い浮かべられているのは、「委任的独裁」(die-kommissarische Diktatur)ではなく、「主権的独裁」(die-souveräne Diktatur)である。前者はノーマルな憲法情況の回復を任務とするものであり、後者は合法的な憲法体制を廃止して根本的な体制転換を目指す「権力情況」を樹立しようとするものであって、個々の権力者ないしは戦闘的な団体組織が永続的な絶対権力を掌握するための手段となるものである〔両者の区別については、なおBd.6.S.69ff.参照〕。ワイマール末期に登場した大統領統治体制 (das Präsidialregime) は、その現実的可能性からいっても、その実質的目標に照らしても、およそそうした主権的独裁の情況をめざす権力とは掛け離れた存在であった (S.74)。「国家保守的解決」が単なる国家

装置の掌握によって実現されるものではないということは、誰もが弁えていたことだし、ワイマール末期の大統領内閣の担い手たち自身が、その点を誰よりも明瞭に自覚していた(Schäfer)。歴代の大統領政府の実際の権力行使が憲法によって大統領に認められた独裁的権限を十二分に活用して成されたにもかかわらず、そこに主権的独裁どころか、その手がかりを与える権力行使の片鱗さえ窺うことができない。そのうえ、その「主観的」目標からしても、大統領諸政府は、恒常的状态としての「独裁」を目指すものではなかった。近代に生まれた主権的独裁の観念は、すべて急進的な大衆運動が描く世界像をもとにして形成されたものである。一九世紀なかばに、社会革命運動は、「プロレタリアート独裁」のスローガンを掲げて、社会⇨国家秩序の転覆を目指す闘争を企てた。その後、弁証法的転換が起こり、独裁のスローガンは——いろいろな偽装されたが——極右の反革命運動が取り上げるところとなった。かれらは、国民革命的強権支配を標榜しつつ、極左の勢力と戦おうとしたのである。この極左、極右のどちらの基本的形態をとるにせよ、主権的独裁のシステムは、およそデマゴグに率いられた戦闘的大衆組織を必須の基盤として成り立つものである。ところが国家保守的解決は、その本性からして、命令一下規律正しく行動する組織的な大衆運動の基盤を欠いていた。それが試みたのは立憲国家の再建であり、その目標は国家であった。それも、自らの権力掌握を目指してたかう諸政党の道具としての国家ではなく、「自立的国家」(in“eigenständiger Staat”)、「政党に超越した国家」(in“Staat über den Parteien”)であった。国家保守派の想い描く新しい国家とは、およそ「全体主義国家」(in“totalitärer Staat”)とは掛け離れた国家であった。というのも、かれらは新しい国家を、国家と社会との分離を回復した上で、国家的権威と社会的自由との二元性に立脚して築き上げようと考えていたからである。これにたいして、大衆民主主義の画一的な一党国家体制への転換と主権的独裁の最終的確立とによってもたらされる全体主義は、国家と社会との二元的体制への融合を本質とするものであり、「全体的な国家」であると同時に

「全体的な社会」たることを標榜するものであった。現代の政党国家から集団主義的な大衆民主主義への移行は、たしかに前者に内在する唯一不可抗の発展方向ではない。しかし、それは、ドイツの直面した大きな危機のなかで、ワイマール末期の事態の進展の基本方向となったのである。

カール・シュミットの『憲法の番人』(『Der Hüter der Verfassung』)は大統領統治体制を理解するための基本文献だが、その主張の核心は、差し迫る「全体国家への転換」(die drohende“Wendung zum totalen Staat”)を人々に警告することにあった。この危険を防ぐためにかれの示した処方は、「中性国家」(der“neutraler Staat”)の樹立という国家保守的解決であった。ただし、かれが目標として掲げたのは、積極的な中立性を実現する国家、つまり「相対立する諸グループを包摂し、だからまたそれらすべての対立を自らのうちで相対化する全一性の表現」としての、中立性を実現する国家であった(C. Schmitt, *Der Hüter der Verfassung*, S. 111ff., 132ff.)。シュミットの説いた「中立的権力」(die“neutrale Gewalt”)の理論は、差し迫った国家と社会との全体主義化の危険をいかに防止するかを主眼とするものであった。事態がそれとはちがった発展方向をたどったとすれば、その根拠は国家保守的解決の目指した意図のうちにはなく、まさにその挫折のうちに求められなければならない(S. 74ff.)。